

議事日程(第3号)

平成24年9月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第47号 平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第50号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第51号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第52号 平成23年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第53号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第54号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第55号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第56号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第57号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第58号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第59号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第60号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第61号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第17 議員提出議案第1号  
須恵町議会災害対策本部設置要綱の制定について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第47号 平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 3 号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 4 号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 5 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第 1 7 議員提出議案第 1 号  
須恵町議会災害対策本部設置要綱の制定について
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 1 9 議員の派遣について

---

出席議員（13名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 5 番 三 角 良 人	

---

欠席議員（1名）

1 4 番 原 野 敏 彦

---

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

---

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・	稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・	平松 秀一	理事(出納課)・・・・・・・・	印 藤 勝 人
理事(教育次長)・・・・	安河内 亮三	理事(住民課)・・・・・・・・	安 部 健 一
理事(税務課)・・・・・・・・	百田 順二	理事(上下水道課)・・	今 泉 智 明
理事(建設産業課)・・	安川 敏幸	総務課長・・・・・・・・・・	今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・	吉松 良徳	住民課長・・・・・・・・・・	合 屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・	櫻木 幹夫	健康福祉課長・・・・・・・・	畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・・・	安河内 久人	子ども教育課長・・・・	稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・・・	川津 政文	総務課参事・・・・・・・・	満 行 誠
監査委員・・・・・・・・・・	百田 清二		

午前10時00分開議

議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。一括議題についてお諮りします、議案第47号から議案第52号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

日程第1．議案第47号

日程第2．議案第48号

日程第3．議案第49号

日程第4．議案第50号

日程第5．議案第51号

日程第6．議案第52号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第47号平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第48号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第49号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第50号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第51号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

決算審査特別委員長（今村 桂子） 決算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第47号平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査に際しましては、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に去る9月6日、7日、10日の3日間審査を行いました。

審査内容の詳細につきましては、議長を除く議員13名の特別委員会であることから省略させていただきます。

それでは各議案についての報告に入ります。

議案第47号、平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊の決算書10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 79 億 3,040 万 3,029 円、歳出総額 77 億 2,297 万 2,520 円で、歳入歳出差引額、形式収支としては 2 億 743 万 509 円です。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰り越し明許費、繰り越し額 9 万 6,000 円を差し引いた実質収支額は、2 億 733 万 4,509 円となっております。

この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は、3,749 万 5,878 円の黒字で、これに財政調整基金の積立金 2 億 4,325 万 9,000 円、公債費の繰り上げ償還額 66 万 9,706 円を加え、そして財政調整基金の取り崩し額 4,500 万円を控除した、実質単年度収支額は 2 億 3,642 万 4,584 円の黒字となっています。

歳入合計額の予算に対する収入率は 98.2%、調定に対する収入率は 97.9% となっております。

歳入につきましては、地方交付税が 22 億 738 万円、8.3% の増額、徴税全体の現年度課税分の徴収率が 98.3% から 98.5% へ向上し、およそ 4000 万円の増収となっており、平成 22 年度決算額に比べ、歳入は 1.6% の増額となっています。

歳出につきましては、普通建設事業費で第二幼稚園の用地補償及び造成工事などの実施で 20.7% の増額となっており、23 年度の特別会計などへの繰出金は 11 億円を超えています。

歳出合計額の予算に対する執行率は 95.6%、財政調整基金、減債基金を合わせた基金残金は 24 億 9,179 万 4,000 円となっております。

質疑といたしまして、歳入において 12 款使用料及び手数料では滞納繰り越し分下水道使用量、14 款県支出金では緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費県補助金、ふるさと雇用再生特別基金事業費県補助金、19 款諸収入では地域活性化センター、福祉工房光熱水費負担金について、歳出において 2 款総務費では賠償金 4 件の詳細、須恵町地域公共交通活性化協議会補助金、コミュニティーバスの運行状況、過誤納納付金、所得税申告漏れの把握、3 款民生費では、乳幼児医療費不用額、扶助費不用額、4 款では、妊婦健康診査委託料不用額、10 款教育費では、運動公園光熱水費不用額についてなど、以上の質問を踏まえ、討論、採決に入りました。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第 48 号平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、176 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 29 億 4,352 万 3,676 円、歳出総額 29 億 4,023 万 2,186 円で、歳入歳出差し引き額は 329 万 1,490 円となっており、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ると、222 万 4,407 円の赤字となり、23 年度は法定繰入金以外の一般会計から繰入金が 1 億 4,795 万 5,000 円ありますので、実質的な単年度収支は 1 億

5,017万9,407円の赤字となります。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.5%、調定に対する収入率は91.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.4%となっています。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第49号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、210ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億3,015万9,635円、歳出総額2億2,099万7,224円で、歳入歳出差し引き額は916万2,411円となっており、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は96%となっています。

一款後期高齢者医療保険料滞納繰り越し分についての質疑がありました。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第50号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、228ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9億2,195万8,788円、歳出総額9億1,555万7,913円で、歳入歳出差し引き額は640万875円、繰り越し明許費繰越額が90万円ありますので、実質収支額は555万875円となります。

歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は97.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.3%となっています。

受益者負担金滞納分の不納欠損処理などについての質疑があり、収入促進対策として督促状と年数回の催促状を発送、3年を経過すると町から補助金が出ないことのお知らせなどが行われております。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第51号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、250ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,416万6,063円、歳出総額9,105万4,899円で、歳入歳出差し引き額は311万1,164円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.8%、調定に対する収入率は98.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.5%となっています。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

次に議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定について、営業実績は給水人口

2万6,559人、年間総配水量260万1,448<sup>3</sup>m、年間総有収水量241万3,066<sup>3</sup>m、有収率92.8%、普及率99.3%でした。

配水施設改良工事は大島原地区水道管切替工事他、13件が施工されております。

収益的収支は昨年水道料金改訂により約1,800万円の給水収益が増となったことと、費用の節約に努めたことにより、水道事業収支5億5,692万9,589円に対し、同費用は5億3,749万4,400円で、差し引き1,943万9,149円の黒字となっています。

資本的収支は石綿管改良工事に伴い、収入及び支出額が増額し、その他の収入は下水道事業に伴う工事負担金のみで収入5,845万6,700円に対し、支出は2億750万4,615円となり、差し引き1億4,904万7,915円の不足額が生じております。

当年度未処理欠損金は1億3,433万9,697円となっています。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することにしております。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第47号から議案第52号について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第47号平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第48号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。議案第48号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第49号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第49号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第50号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第51号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

---

#### 日程第7．議案第53号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書7ページでございます。議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。

8ページでございますが、新旧対照表で行政相談員を行政相談委員に改めるものと、スポーツ基本法に定められるスポーツ推進委員会会長、旧体育指導委員会会長でございますが、これを追



加するもの、2点でございます。

委員会全員賛成で可決いたしました。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8・議案第54号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について文教厚生委員会の報告をいたします。12ページ、新旧対照表をお願いいたします。

子育て支援の一環として子育てに係る経済的負担を少しでも軽減するため、乳幼児医療費制度の対象を入院に限り、現在の未就学児から小学校6年生までに拡大される見通しです。

今回の改善点は、小学校1年生から6年生までが新たに制度の対象になることから、題名を須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例から、須恵町乳幼児子ども医療費の支給に関する条例に改められており、第一条でも「乳幼児を乳幼児及び子ども（以下、乳幼児等という）」に改められています。

第2条については、今回新たに制度の対象となる小学校1年生から6年生までの児童を「子ども」と定義し、「2、須恵町の区域内に住所を有し、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。」と追加されています。

第3条では医療費の支給を受けることができる対象者であり、須恵町重度障害者医療費支給制度及び一人親家庭等医療費支給制度も、それぞれ小学校就学後からの支給対象者であるため、2の（2）、（3）で「対象者から除く」として追加されています。

14ページ、第4条医療費のうち、2割または3割の一部負担金について助成を行う旨の規定がされていますが、ただし書きにより、「当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く）ごとに次に挙げる額については支給しない」と助成対象外について改められています。

その内容は乳幼児（第1条第2号（イ）に規定する者に限る）については変更ございませんが、今回新たに制度の対象となる子どもについての入院の場合に関し、1日500円、1ヶ月最大5,000円の自己負担で、これ以外の一部負担金3割分について、新たに支給の対象となるものです。

本改正案については対象年齢の拡大に伴う改正の他に、現行条例の内容を検討の上、文言の修正と軽微な改正が合わせて行われています。

付則、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に受ける乳幼児、子ども医療費から適用する、ただし次項の規定は公布の日から施行する、町長は前項の規定にかかわらず、施行日前においても改正後の須恵町乳幼児子ども医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して乳幼児、子ども医療証を交付することができる。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9．議案第55号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の報告をいたします。18ページ、新旧対照表をお願いします。

今回の改正は須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴うもので、須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例が引用されている、第3条の2（3）（注）の「須恵町乳幼児医療費」を「須恵町乳幼児子ども医療費」に改めるものです。

付則として、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療にかかる重度障害者医療費から適用されるものです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10・議案第56号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書は19ページでございます。議案第56号須恵町教育委員会委員の任命について、総務建設産業委員会の報告でございます。

本年9月30日をもって、大場仁氏の任期が満了になります。これに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条一項の規定により、以下の者を任命したく、本議会の同意を求めらるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木403番地、氏名、今泉靖親、生年月日昭和21年8月21日、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日までの4年間でございます。

定数は5名です。経歴は次ページのとおり、中学校長を歴任され、現在は民生児童委員、行政相談委員でございます。

委員会は全員賛成で同意をいたしました。以上です。

議長（三角 良人） 次に文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第56号について採決に入ります。

本案に対する各委員長の報告は賛成です、よって、議案第56号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命については各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

---

日程第11・議案第57号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第57号教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書21ページでございます。議案第57号須恵町教育委員会委員の任命について総務建設産業委員会の委員会報告でございます。

本年、9月30日をもって、平松秀一氏の任期が満了になります。これに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により、再度の任命をたく、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵468番地、氏名平松秀一、生年月日昭和29年12月5日、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日の4年間でございます。

定数は5名。経歴は次ページのとおり、役場課長等を歴任され、現教育長が一期満了となります。委員会は全員賛成で同意いたしました。以上です。

議長（三角 良人） 次に文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意いたしております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。

本案に対する各委員長の報告は賛成です、よって、議案第57号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第57号須恵町教育委員会委員の任命については各委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第12・議案第58号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第58号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書 23 ページでございます。議案第 58 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について、総務建設産業委員会の報告です。

本年 9 月 30 日をもって、田原修三氏の 2 期目の任期が満了になります。

これに伴い、地方税法第 423 条 3 項の規定により、下記の者を選任したく、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字佐谷 1655 番地、氏名貝原雅俊、生年月日、昭和 26 年 1 月 4 日、任期は平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 3 年間であります。

経歴は次ページのとおり、前町議会の議員でございます、定数は各小学校区より各 1 名の計 3 名になっております。

委員会は全員賛成で同意いたしました。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議無しと認めます。よって、議案第 58 号について採決に入ります。

本案に対する各委員長の報告は賛成です、よって、議案第 58 号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 58 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については各委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

---

### 日程第 13 . 議案第 59 号

議長（三角 良人） 日程第 13、議案第 59 号平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 59 号平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）について予算審査特別委員会の報告をいたします。別冊歳入歳出補正予算書 1 ページでございます。

歳入歳出補正予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,810万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ77億6,653万4,000円とするものです。

第2条、債務負担行為については4ページをお開きください。第2表、債務負担行為。

庁舎空調設備等改修工事、平成24年度から平成25年度まで、限度額1億3,500万円については灯油炊き、吸収式、冷温方式を個別空調方式へ変更することから、工期が平成24年12月から平成25年5月末までと年度をまたぐため、債務負担行為を設定するものです。

第一学童保育所建設設計監理業務委託、平成24年度から平成25年度まで、限度額650万円については、設計を24年度、工事を25年度に行うので、工事の監理と設計を一括契約するため、債務負担行為を設定するものです。

糟屋南部消防組合負担金、平成23年度借り入れ償還分、平成24年から平成28年度まで、限度額1,748万7,000円については、糟屋南部消防組合が23年度に借り入れた高機能司令センター中間整備事業に充てる、1億2000万円の起債の償還金について、各組合厚生長が起債の償還終了まで債務を負担するものです。

10款教育費補正額1,720万円、須恵中テニスコート改修工事についての質疑がありました。

採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14・議案第60号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊歳入歳出補正予算書19ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出補正予算の総額に歳入歳出それぞれ513万6,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,822万円とするものです。事項別明細でご説明いたします。

22ページ、歳入の補正は8款1項1目の一般会計からの繰入金177万9,000円、23年度の実績に基づき、返還金が出ておりますので、財源として一般会計から繰り入れられております。

9款繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回補正されております。

10款3項5目の老人保険拠出金、精算金は22年度の実績に基づく還付金が補正されております。

24ページ、歳出では9款諸支出金13目国庫支出金等還付金は23年度の実績により、退職者の療養給付費負担金の超過分として513万6,000円が返還金として補正計上されております。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15・議案第61号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第61号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書27ページ、議案第61号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について総務建設産業委員会の報告でございます。

第1条、平成24年度須恵町水道事業会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおりとする。27ページをお願いいたします。

実施計画内訳書の収益的支出でございます。

1款1項の営業費用で備消耗品費16万7,000円と、修繕費200万円の増額、2項営業外費用の企業利息の確定による15万円の減額、合わせて201万7,000円の増額補正とな

っております。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第61号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16．意見書

議長（三角 良人） 日程第16、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 別紙の発議資料でございます。地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案の提出について、総務建設産業委員会の報告です。

提出者は全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳氏、当議会提出議員、松山力弥議員、紹介議員荒木敏光議員で、被提出者は内閣総理大臣を初め、7大臣に加え、衆参両議長宛てとなっております。

当初本会議で詳細な説明がっておりますし、非常にも明確に述べておりますが、地球温暖化対策の税の一定割合を、森林の面積に応じて譲与する仕組みの早急な構築を願う意見書でございます。

当町でも面積の約半数が森林であり、議員全員が森林林業活性化議員連盟に所属しているところでございます。

委員会は審査の結果、全員賛成で採択でございます。

議長（三角 良人） 次に文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で採択です。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。——討論なしと認めます。よって、本意見書について採決に入ります。



本意見書に対する各委員長の報告は可決です、よって、本意見書は委員長報告のどおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17．議員提出議案第1号

議長（三角 良人） 日程17、議員提出議案第1号須恵町議会災害対策本部設置要綱の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番、合屋伸好議員。

議員（8番 合屋 伸好） 別紙議員提出議案の資料でございます。議員発議第1号須恵町議会災害対策本部設置要綱についてでございます。

先の全員協議会で提案されておりました件を、総務建設産業委員会で検討いたしました結果、別紙の通り地方自治法第112条及び会議規則13条の規定により提出いたします。

提出理由は、近年の多発する災害に備え、議会として議員自ら迅速かつ適切な対応を図り、行政と連携し、町民の救援に努める必要があるため、災害時における議会、議員の対応マニュアルを行動指針として提出するものでございます。

なお、適用の場合は公務災害は適用する、しかし費用弁償は無償とするということにしております。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。——討論なしと認めます。よって、議員提出議案第1号について採決に入ります。議員提出議案第1号は原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号須恵町議会災害対策本部設置要綱は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議無しと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

日程第19．議員の派遣について

議長（三角 良人） 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については御手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議無しと認めます。よって、議員派遣については御手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

---

議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。会議を閉じます。平成24年第3回須恵町議会を閉会します。

午前10時55分閉会

---